

北海道開発局事業審議委員会設置要領（平成12年5月10日北開局整第6号）

（設置）

第1条 北海道開発局所掌事業に係る事業評価事務処理要領（平成12年5月10日北開局整第5号。以下「事務処理要領」という。）に基づく評価の透明性、客観性を確保するため、同要領第8条に規定する第三者機関として、北海道開発局に、北海道開発局事業審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の業務）

第2条 委員会は、局長の委嘱に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事務処理要領第9条第2項の規定に基づく再評価を実施する事業に係る再評価原案の作成に資するための準備書について審議を行い、その結果を意見書として事務処理要領第5条に定める局評価検討委員会に提出すること。
- (2) 事務処理要領第9条第3項に基づく事後評価を実施する事業に係る事後評価結果の作成に資するための準備書について審議を行い、その結果を意見書として事務処理要領第5条に定める局評価検討委員会に提出すること。
- (3) 河川事業及びダム事業において、事務処理要領第10条第1項に定める学識経験者等から構成される委員会等で審議された場合における審議結果、事務処理要領第10条第2項に定める「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業における当該制度に基づいた手続が行われる場合における当該内容及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業における河川整備計画策定後に計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等で審議された場合における審議結果について報告を受けること。

（構成等）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、局長が委嘱する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、委員を招集し、委員会を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。ただし、任期の合計が6年を越える場合は、この限りではない。

（運営）

第4条 委員会は、開催時期、審議方法等を定めた運営要領を決定する。

（分科会）

第5条 委員長は、必要に応じ分科会を設置することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、開発調整課が行う。

附 則

この要領は、平成12年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。